

告示

埼玉県告示第千二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 周辺交通の影響については、住民説明会における事業者等の回答によると、自動車来店経路はすべて店舗所在地東側のおいせ通りからを想定しており、その場合にも需要率はいずれも一を下回ることから渋滞は発生しない見込みということであった。しかし、最も混雑が予想されている交差点一（霞ヶ関北小南東側）では、開店前に比して休日需要率が約六割増し、平日需要率も四割以上増すことが示されており、自動車通行が増えることにより、おいせ通り以外の周辺道路へ迂回する自動車が増加することが予想される。特に、店舗所在地北側出口Ｔ字路及び交差点一までの間にある二箇所のＴ字路（計三箇所のＴ字路）では、右折車の発生により、交差点一手前で渋滞や事故の発生の可能性が高まるものと考えられる。したがって、安全かつスムーズに通行できるよう、警備員の配置などを含む各種交通対策を開店時のみならず継続的に実施すべきものと考えられる。

・ 騒音予測については、住民説明会における事業者等の回答によると、発生する騒音の予測結果は、昼夜とも環境基準値を満たしており、また、定常・変動騒音とも夜間最大値は規制基準値を満たしているということであった。しかし、騒音については、その感じるところに個人差が大きいことから、開店後に苦情対応するだけでなく、開店後に騒音を実測することにより、実際に基準値を上回る騒音が発生していないことを周辺住民に対して示すべきであると考えられる。

・ 都市計画については、住民説明会における事業者等の回答によると、直接結びつく対策を取っていないということであった。店舗所在地は、川越市決定の都市計画霞ヶ関地区地区計画のE地区の工場等用地内にある。当該都市

計画は、良好な市街地を実現するために、住宅、公益的施設、工場等に用地を区分するとともに、建築物の用途、壁面の位置、垣・柵の構造等に制限を加えている。したがって、このような都市計画の趣旨に鑑みて、店舗所在地の土地所有者である株式会社IHIEエアロスペースが、従来、現地に施していた立木などの緑化施設と同等又はそれ以上の緑化施設を設置すべきであるものと考える。このような緑化施設は、昨今問題となっているヒートアイランド現象や二酸化炭素発生の抑制にもつながるとともに、都市景観の観点からも重要であると考える。

・ 建設工事中に発生する振動・騒音・砂埃については、住民説明会における事業者等の回答によると、十分に配慮するということであった。しかし、工事に発生するこれらの問題に関しては、各住戸により被害状況が異なる予想されることから、工事中に数値測定し、それらが法令の定める基準や一般的にいわれるところの基準を超えるものではないことを周辺住民に対して示すべきであると考える。また、基準を超える被害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じるべきと考える。

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十三年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター